

地方分権改革の推進に向けた提言

政府においては、第2次一括法による義務付け・枠付けの見直しや基礎自治体への権限移譲など、「地域主権戦略大綱」に基づく取組を進めている。

しかし一方で、国の出先機関の原則廃止などは、その具体的な工程がいまだ明確に示されておらず、取組が進展していない状況にある。

そこで、地方分権改革の当事者である我々は、真の地方分権改革の実現に向け、政府に対し、次の事項に取り組むよう提言する。

1 事務・権限の移譲と地方の自主性の強化

(1) 事務・権限の移譲

国と地方の役割分担については、「補完性の原則」に基づき徹底的に見直し、地方にとって行政サービスの実質的な決定権の拡大につながるよう、地域主権戦略大綱で示された内容にとどまらず、更なる地方への事務・権限及び財源の移譲を進めること。

また、県から市町村への権限移譲に当たり、市町村において必要となる財源については、確実に措置を講じること。特に地方交付税の不交付団体に対して、権限のみが移譲され、財源が移譲されないことのないよう対応すること。

なお、国の出先機関については、政府の方針である「出先機関の原則廃止」に向けた具体的な工程を明らかにした上で、事務・権限と税財源を一体的に移譲するとともに、人員の移管について地方と十分に協議すること。

(2) 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

① 地方自治体の自立性を高め、住民ニーズに対応し地域の実情に即した行政サービスを展開できるよう、国による義務付け・枠付けは、廃止に向けた更なる見直しを行うとともに、第1次及び第2次一括法成立に伴い条例制定に必要となる政省令を早急に制定すること。

また、地方自治体の自主性を損なうような、新たな義務付け・枠付けは一切行わないこと。

なお、これまでの見直しでは、例えば、福祉施設に配置する職員の数、居室の面積など「従うべき基準」が設定されたものが相当数存在しているが、廃止又は「参酌すべき基準」など地方の実情を反映できる規定へ移行するよう、速やかに見直しを行うこと。

② 条例制定権を拡大するため、条例による法令の「上書き権」が認められるよう、関係法令を整備すること。

2 地方税財政制度改革

(1) 分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

- ① 地方が担うべき事務と権限に見合った地方税源の充実強化を図るため、地方消費税の税率引上げや所得税、法人税など複数の基幹税からの一層の税源移譲を行い、安定的な地方税体系を構築すること。
- ② 「社会保障・税一体改革成案」では、2010年代半ばまでに消費税率を10%まで引き上げるとされているが、社会保障制度全体における国・地方の役割分担を踏まえ、引上げ分の消費税収（国・地方）の配分について、国と地方の協議の場を通じて地方の意見を的確に反映させ、地方の安定財源の確保を図ること。
- ③ 「三位一体の改革」で大幅に削減された地方交付税総額を復元・増額し、地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税の総額を確保することにより、地方交付税の財源調整・財源保障機能を充実すること。
また、地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げ等によって対応することとし、臨時財政対策債は廃止すること。
- ④ 暫定措置である地方法人特別税は速やかに地方税として復元すること。
- ⑤ 大都市圏の財政需要を的確に反映した地方税財政制度を確立すること。
- ⑥ 国の施策として、法人実効税率の引下げを行う場合であっても、地方の重要な財源である地方法人課税の縮減は行わないこと。

国の法人税率を引き下げの場合には、租税特別措置の抜本的な見直しなどにより課税ベースの拡大を併せて行うべきである。それによっても、法人住民税や地方交付税の総額が減少する場合には、地方税の減収については税制措置により、地方交付税の減収については法定率の引上げを確実にを行い、地方税財源を確保すること。

(2) 国庫補助負担金改革等

- ① 地方が担うべき分野の国庫補助負担金を全額廃止し、所要額を税源移譲すること。
地域自主戦略交付金は、あくまでも税源移譲までの経過措置であることを明確にした上で、速やかに税源移譲までの工程を明らかにすること。また、その制度の設計及び運用に当たっては、地方の自由度を高め、地方の知恵と創意が生かせるものとするよう、地方の意見を的確に反映すること。
その交付に当たっては、大都市圏の都市基盤整備等の意義や役割を踏まえた行政需要を斟酌した上で、各団体が担うべき事業の必要額が安定的・確実に確保できるようにすることとし、国の財源捻出の手段として総額削減は行わないこと。また、地域自主戦略交付金による財政力格差の是正は行わないこと。
- ② 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業につ

いては、速やかに国直轄事業負担金を廃止すること。また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、税源移譲により必要経費全額を財源措置すること。

- ③ 現在、基金を財源として実施している妊婦健康診査の無料化など、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべきものについては、引き続き実施できるよう、事業の実施主体である自治体に国が責任を持って財政措置を行うこと。なお、基金事業を継続する場合には、その進捗状況に応じ必要なものは期間を延長し、地方自治体の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、対象事業を拡大するなど、更なる要件の見直しを行うとともに、効果的な施策を迅速に展開できるよう手続の簡素・効率化を行うこと。

3 地域ガバナンスの充実

(1) 地方議会の制度改革

地方分権時代の議会に期待される役割と責任を十分果たしていけるよう、地方議会の自主性、自律性の確保と権限強化を図り、二元代表制の機能をより高めていくためにも、議会活動を制約している関係法令の諸規定の見直しを進めるとともに、「公選職」としての特性を踏まえた議員の法的な位置付けの明確化など地方議会の意向を踏まえた抜本的な制度改革を行うこと。

また、専決処分のある方、議会招集権については、二元代表制に則り、地方の実情を踏まえ早急に検討を進めること。

(2) 国と地方の協議の場の実効性ある運営

国と地方の協議の場については、国と地方が対等な立場で協議を行い、地方自治に影響を及ぼす国の政策に地方の意見を反映させるため、政策の立案の段階から、法に基づく分科会を開催するなど、実効性のある運営を行うこと。

また、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者も加えるように見直しを行うこと。

4 地方自治制度の抜本的な改革

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっている。そこで、地方自治体の裁量権を広範に保障するよう、地方の意見を踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

また、道州制や大都市制度等の基礎自治体のあり方を含めた新たな地方自治制度について、地方の意見を十分に踏まえながら、検討を進めること。

平成23年11月14日

内閣総理大臣 野田 佳彦
内閣府特命担当大臣（地域主権推進） 川端 達夫 } 様

神奈川県地方分権改革推進会議

神奈川県知事	黒 岩 祐 治
神奈川県議会議長	持 田 文 男
神奈川県市長会会長	服 部 信 明
神奈川県市議会議長会会長	梶 木 太 郎
神奈川県町村会会長	山 口 昇 士
神奈川県町村議会議長会会長	杉 崎 俊 雄
横浜市長	林 文 子
横浜市会議長	佐 藤 茂
川崎市市長	阿 部 孝 夫
川崎市議会議長	大 島 明
相模原市長	加 山 俊 夫
相模原市議会議長	中 村 昌 治